

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	常滑市 統合宛名管理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
常滑市は、統合宛名管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
常滑市長
公表日
令和7年12月4日

[令和6年10月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	統合宛名管理に関する事務
②事務の内容	各住民登録外住民へ割り当てられている個人番号を管理し、各業務システムの事務手続きを円滑にすることが目的。
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]                <input type="checkbox"/> 1) 1,000人未満                <input type="checkbox"/> 2) 1,000人以上1万人未満  <input type="checkbox"/> 3) 1万人以上10万人未満                <input type="checkbox"/> 4) 10万人以上30万人未満         </p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録情報、住民登録外情報を管理する。</li> <li>・住登外情報の異動管理を行う(住所変更、氏名変更)</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[      ] 宛名システム等      [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[      ] その他 ( )</p>
システム2~5	
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 宛名基本ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[      実施しない      ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
宛名情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	・住民、および、住登外登録されている対象	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号: 対象の個人番号を管理する必要があるため</li> <li>・4情報: 対象特定時の真正性確認のため</li> <li>・連絡先: 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	総務部税務課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 ( ) [ ]行政機関・独立行政法人等 ( ) [ ]地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ ]民間事業者 ( ) [○]その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )								
②入手方法		[○]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]電子メール [○]専用線 [○]府内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム [○]その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 <b>※</b>		ほぼ毎日(住登外情報の新規登録時に入手、または、住民記録システムの異動に伴い連携)								
④使用の主体	使用部署	本人等からの申請資料をもとに住登外者情報の管理を行うため、該当情報を入手する必要がある。 また、各業務システムにおいて効率的に業務を行うため。								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>1. 住登外異動に関する事務 ・住登外情報の異動情報管理を行う。</p>								
	情報の突合	特になし								
⑥使用開始日		平成27年10月1日								

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] <選択肢> ( 1 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	統合宛名管理システムの保守・運用支援
①委託内容	統合宛名管理システムの保守・運用支援
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	西日本電信電話株式会社東海支店
再委託	④再委託の有無 <b>※</b> [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 書面による承諾
	⑥再委託事項 統合宛名管理システムの保守・運用支援の一部
委託事項2~5	
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 1 ) 件 [○] 移転を行っている ( 8 ) 件 [ ] 行っていない			
提供先1	常滑市教育委員会学校教育課			
①法令上の根拠	番号法第9条			
②提供先における用途	学校教育課所管の番号法事務			
③提供する情報	宛名情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	就学援助世帯員の宛名情報			
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [○] その他 ( 庁内連携システム )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙		
⑦時期・頻度	照会の都度随時			
<b>提供先2~5</b>				
<b>提供先6~10</b>				
<b>提供先11~15</b>				
<b>提供先16~20</b>				
移転先1	市民生活部市民窓口課			
①法令上の根拠	番号法第9条			
②移転先における用途	宛名情報等の表示			
③移転する情報	宛名情報等			
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に関する事務に係る対象宛名			
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 (	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙		
⑦時期・頻度	照会の都度随時			
<b>移転先2~5</b>				
移転先2	こども健康部健康推進課			
①法令上の根拠	番号法第9条			
②移転先における用途	宛名情報等の表示			

③移転する情報	宛名情報等		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 1万人以上10万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	健康推進課所管の番号法業務の対象宛名		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙	)
⑦時期・頻度	日時連携(夜間)		
移転先3	福祉部福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条		
②移転先における用途	宛名情報等の表示		
③移転する情報	宛名情報等		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 1万人以上10万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福祉課所管の番号法事務の対象宛名		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙	)
⑦時期・頻度	照会の都度随時、夜間連携		
移転先4	こども健康部子育て支援課		
①法令上の根拠	番号法第9条		
②移転先における用途	宛名情報等の表示		
③移転する情報	宛名情報等		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 1万人以上10万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子育て支援課所管の番号法実施事務の対象宛名		
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙	)
⑦時期・頻度	照会の都度随時		

<b>移転先5</b>	福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条
②移転先における用途	宛名情報等の表示
③移転する情報	宛名情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保険年金課所管の番号法事務の対象宛名
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会の都度隨時
<b>移転先6~10</b>	
<b>移転先6</b>	建設部都市計画課
①法令上の根拠	番号法第9条
②移転先における用途	宛名情報等の表示
③移転する情報	宛名情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅事務の対象宛名
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会の都度隨時
<b>移転先7</b>	こども健康部こども保育課
①法令上の根拠	番号法第9条
②移転先における用途	宛名情報等の表示
③移転する情報	宛名情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ]                1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	こども保育課所管の番号法事務の対象宛名

⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線		
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙		
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )			
⑦時期・頻度	照会の都度随時			
移転先8	福祉部高齢介護課			
①法令上の根拠	番号法第9条			
②移転先における用途	宛名情報等の表示			
③移転する情報	宛名情報等			
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満      [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢介護課所管の番号法事務の対象宛名			
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線		
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙		
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )			
⑦時期・頻度	照会の都度随時			
移転先11~15				
移転先16~20				

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1. 宛名基本

・宛名番号	・小学校区コード	・自治コード	・電話区分
・履歴連番	・中学校区コード	・氏名かな	・FAX
・適用日	・投票区コード	・氏名漢字	・メールアドレス
・登録業務	・算定団体コード	・本名かな	・郵便返却区分
・住民票コード	・生年月日	・本名漢字	・登録事由
・世帯番号	・和暦生年月日	・郵便番号	・重複統一用個人番号
・現存区分	・表示用生年月日	・郵便番号BC	・番号制度個人番号
・人格区分	・性別	・町名	・番号制度法人番号
・国籍コード	・市町村コード	・番地	
・支所コード	・大字コード	・方書	
・地区コード	・本番	・代表者肩書	
・行政区コード	・枝番1	・代表者氏名	
・班コード	・枝番2	・電話番号	

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 宛名基本ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。</li> <li>・システムに登録する際に、異動対象者が常滑市の住登外・法人の対象であるかどうかの確認を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である      3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である      3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である      3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 8. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	毎年システム管理者による情報セキュリティ教育を実施している。 会計年度任用職員についても、情報セキュリティポリシー教育を実施したうえで遵守する旨の誓約書を提出させている。

## 10. その他のリスク対策

（この欄は未記入）

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	総務部総務課（所在地）〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号)0569-47-6101(直通)(ファックス番号)0569-35-4329(代表)
②請求方法	書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	総務部税務課（所在地）〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号・ファックス番号)0569-47-6105(直通)・0569-35-6944(直通)
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年11月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施していない
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	実施していない
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 6②所属長	税務課長 水野 真弓	税務課長 中野 旬三	事後	
平成28年10月15日	V 1①実施日	平成27年2月1日	平成28年10月15日	事後	
平成30年5月11日	公表日	平成28年10月15日	平成30年5月11日		
平成30年5月11日	I 6②所属長	税務課長 中野 旬三	税務課長 小嶋 正義	事後	
令和1年5月17日	I 6②所属長	税務課長 小嶋 正義	税務課長		
	II 4③委託先名	西日本電信電話株式会社名古屋支店	西日本電信電話株式会社東海支店		
	II 5移転先1	総務部市民窓口課	市民生活部市民窓口課		
	II 5移転先2	福祉部保健予防課	福祉部健康推進課	事後	
	II 5移転先2(5)移転する情報の対象となる本人の範囲	保健予防課所管の番号法業務の対象宛名	健康推進課所管の番号法業務の対象宛名	事後	
	II 5移転先4	福祉部こども課	福祉部子育て支援課		
	II 5移転先4(5)移転する情報の対象となる本人の範囲	こども課所管の番号法業務の対象宛名	子育て支援課所管の番号法業務の対象宛名		
	III 9具体的な方法	臨時職員	会計年度任用職員	事後	
令和4年10月1日	IV 1①請求先	総務部総務課 住所:常滑市新開町四丁目1番地	総務部総務課 (所在地)〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	IV 2①連絡先	総務部税務課 住所:常滑市新開町四丁目1番地	総務部税務課 (所在地)〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和6年11月13日	I 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条、番号法第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年11月13日	II 5. 特定個人情報の提供・ 移転の移転先	移転を行っている(6)件	移転を行っている(8)件	事後	
令和6年11月13日	II 5移転先2	福祉部健康推進課	こども健康部健康推進課	事後	
令和6年11月13日	II 5移転先4	福祉部子育て支援課	こども健康部子育て支援課	事後	
令和6年11月13日	II 5移転先7		こども健康部こども保育課	事後	
令和6年11月13日	II 5移転先8		福祉部高齢介護課	事後	
令和6年11月13日	V 1①実施日	平成28年10月15日	令和6年11月1日		
令和7年11月6日	V 1①実施日	令和6年11月1日	令和7年11月1日		